

土木工事共通仕様書(2024年4月) 改定箇所一覧(概要)

編	章	改定項目	年月 (最新)	
第1編	共通	第1章 総則	第1節	2024年4月
		第2章 工事材料	第5節、第7節、第12節	2023年7月
		第3章 一般施工	第9節	2023年7月
		第4章 出来形管理	出来形精度	2023年7月
		第5章 様式集	工事打合せ簿、検査結果報告書	2023年7月
		付録 工事書類一覧表	契約・工事関係書類・手続一覧	2023年7月
		付録図 作業標準及びプロセスチェック	誤字誤謬	2023年7月
		付録表 品質・出来形管理項目表	コンクリート、舗装	2023年7月
第2編	建設工事	第1章 基礎工事	第3節	2023年7月
		第2章 下部工事		2019年7月
		第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事	第3節、第5節	2023年7月
		第4章 床版工事		2020年7月
		第5章 RC・PC桁工事		2019年7月
		第6章 塗装工事		2020年7月
		第7章 道路工事	第3節	2023年7月
		第8章 トンネル工事	第6節	2023年7月
		第9章 開削トンネル工事		2019年7月
		第10章 シールドトンネル工事		2019年7月
		第11章 舗装工事	第3節	2023年7月
		第12章 道路付属物工事	第4節	2023年7月
		第13章 様式集		2019年7月
第3編	補修工事	第1章 鋼構造物補修工事		2019年7月
		第2章 コンクリート構造物補修工事	第4節	2023年7月
		第3章 舗装補修工事	第3節	2023年7月
		第4章 塗装塗替工事		2020年7月
		第5章 伸縮継手補修工事		2019年7月
		第6章 環境対策工事		2019年7月
		第7章 耐震補強工事		2020年7月
関係基準	1	出来高算出要領	第2節	2023年7月
	2	工事現場における保安施設の設置基準	第6節	2023年7月
	3	コンクリート単位水量管理基準		2020年12月
	4	コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領		2019年7月
	5	無収縮モルタル施工指針		2019年7月
	6	異形鉄筋スタッド方式頂版接合工施工要領		2019年7月
	7	塗料規格 (HDK規格)	第2節、第9節	2023年7月
	8	高架構造の出来形管理要領		2019年7月
	9	土工施工管理要領		2022年7月
	10	施工計画書作成要領	第1節～第3節	2024年4月
	11	データテーブル記入要領	第5節	2023年7月
	12	工事写真撮影要領	第2節、第9節、第11節、別紙	2023年7月
	13	エポキシ樹脂品質管理基準	第2節	2023年7月
	14	あと施工アンカー施工要領		2019年7月
	15	契約後VE方式の実施要領		2020年7月
	16	電子納品に関する手引き (土木設計業務・土木工事編)	第1章	2023年7月
	17	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン		2020年7月
	18	工事一時中止ガイドライン		2020年12月
	19	週休2日制ガイドライン	第1章～第3章	2024年4月
	20	コンクリート構造物の非破壊試験要領		2020年7月
	21	設計・施工連絡会議 (三者会議) 実施要領		2019年7月
	22	ワンデーレスポンス実施要領		2019年7月
	23	工事版ウィークリースタンス実施要領	第2節、第3節	2024年4月
	24	Live立会・Web会議実施要領	第7節、別紙、別表	2023年7月
	25	建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用促進ガイドライン		2021年4月
	26	CIM活用促進ガイドライン		2022年7月

土木工事共通仕様書(2024年4月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
1	第1編	第1章	第1節	1.1.19 週休2日の対応	「週休2日の対応」を追記	
2	関係基準	-	第2節	施工計画書作成要領	Hi-TeLusを使用することを前提に、紙・文字の大きさを削除	
3	関係基準	-	第3節	施工計画書作成要領	「関係基準 週休2日制ガイドライン」改定に伴う変更	
4	関係基準	第1章	第1～9節	週休2日制ガイドライン	「受注者希望方式」の削除	
5	関係基準	第2章	第2節	週休2日制ガイドライン	対象工事を記載	
6	関係基準	第2章	第3節	週休2日制ガイドライン	取得計画を施工計画書に明記することを記載	
7	関係基準	第2章	第5節	週休2日制ガイドライン	Hi-TeLusを使用することを前提に、紙・文字の大きさを削除	
8	関係基準	第2章	第6節 第7節	週休2日制ガイドライン	「受注者希望方式」の削除に伴う修正	
9	関係基準	第2章	第9節	週休2日制ガイドライン	2024年4月以降の公告工事は、原則「週休2日制度(発注者指定方式)」のため、履行実績取組証は発行しない旨を記載	
10	関係基準	-	第2節	工事版ウィークリースタンス実施要領	「関係基準 週休2日制ガイドライン」改定に伴う変更	

工種 (頁)	—	改定年月日	2024年 4月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第1編 共通</p> <p>第1章 総則</p> <p>2024年4月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第1編 共通</p> <p>第1章 総則</p> <p>2023年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

第1章 総則
第1節 総則

1.1.19 週休2日の対応

受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休2日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

1.1.20 工事関係者に対する措置請求

(1) 現場代理人に対する措置

発注者は、契約書第12条の規定に基づき、現場代理人が、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(2) 上記以外の技術者に対する措置請求

発注者又は監督員は、契約書第12条の規定に基づき、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等が、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第1章 総則
第1節 総則

1.1.19 工事関係者に対する措置請求

(1) 現場代理人に対する措置

発注者は、契約書第12条の規定に基づき、現場代理人が、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(2) 上記以外の技術者に対する措置請求

発注者又は監督員は、契約書第12条の規定に基づき、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等が、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

「週休2日の対応」を追記。

改定理由

注意事項

工種 (頁)	改訂年月日	2024年 4月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 724 1026 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="457 1050 920 1102">施工計画書作成要領</p> <p data-bbox="557 1453 807 1501">2024年 4月</p> <p data-bbox="427 1602 943 1654">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 724 2125 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1555 1050 2018 1102">施工計画書作成要領</p> <p data-bbox="1656 1453 1905 1501">2023年 7月</p> <p data-bbox="1525 1602 2041 1654">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1470 2647 1501">改定に伴う西暦の変更</p>

第1節 一般

この要領は、阪神高速道路株式会社（以下、「当社」という。）が発注する工事の受注者が、施工計画書を作成する場合の指針を示すものである。

第2節 施工計画書作成上の注意

施工計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 用語は土木学会編「学術用語集」によるものとする。
- (2) 施工計画書は、工事の施工に先立ち作成し、現場着手前に監督員に提出しなければならない。
なお、全ての工種について施工計画が策定できない場合には、工事の進捗にあわせて施工段階（工種）ごとに分割して作成することができる。ただし、この場合においても、当該工種の施工に先立ち作成し、現場着手前に監督員に提出しなければならない。
- (3) 技術提案書及び品質確保体制確認書を求めた工事においては、技術提案（付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案・所見）及び、品質確保体制確認書の記載内容について具体的な実施方法・時期・内容・確認方法等を監督員に承諾を受けた上で、施工計画書に反映・記載しなければならない。
- (4) 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について変更施工計画書を作成し提出するが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新たに変更施工計画書の提出は要しない。なお、変更施工計画書は変更が生じない部分を改めて提出する必要はない。

第3節 施工計画書の記載内容

3.1 施工計画書の構成

受注者は、施工計画書に次の事項について記載する。

- (1) 工事概要
- (2) 工事準備
- (3) 工事実施工程表
- (4) 週休2日取得計画
- (5) 安全管理計画
- (6) 工事施工計画（施工方法）
- (7) 工事管理計画（管理方法）
- (8) 技術提案・所見、品質確保体制
- (9) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- (10) その他

3.2 施工計画書の記載内容

3.2.1 工事概要

工事概要は一般的工事内容を記載する。

- 1) 工事名
- 2) 工事場所

第1節 一般

この要領は、阪神高速道路株式会社（以下、「当社」という。）が発注する工事の受注者が、施工計画書を作成する場合の指針を示すものである。

第2節 施工計画書作成上の注意

施工計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 施工計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 用語は土木学会編「学術用語集」によるものとする。
- (4) 施工計画書は、工事の施工に先立ち作成し、現場着手前に監督員に提出しなければならない。
なお、全ての工種について施工計画が策定できない場合には、工事の進捗にあわせて施工段階（工種）ごとに分割して作成することができる。ただし、この場合においても、当該工種の施工に先立ち作成し、現場着手前に監督員に提出しなければならない。
- (5) 技術提案書及び品質確保体制確認書を求めた工事においては、技術提案（付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案・所見）及び、品質確保体制確認書の記載内容について具体的な実施方法・時期・内容・確認方法等を監督員に承諾を受けた上で、施工計画書に反映・記載しなければならない。
- (6) 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について変更施工計画書を作成し提出するが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新たに変更施工計画書の提出は要しない。なお、変更施工計画書は変更が生じない部分を改めて提出する必要はない。

第3節 施工計画書の記載内容

3.1 施工計画書の構成

受注者は、施工計画書に次の事項について記載する。

- (1) 工事概要
- (2) 工事準備
- (3) 工事実施工程表
- (4) 安全管理計画
- (5) 工事施工計画（施工方法）
- (6) 工事管理計画（管理方法）
- (7) 技術提案・所見、品質確保体制
- (8) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- (9) その他

3.2 施工計画書の記載内容

3.2.1 工事概要

工事概要は一般的工事内容を記載する。

- 1) 工事名
- 2) 工事場所

Hi-TeLus を使用することを前提に、紙・文字の大きさを削除。

「関係基準 週休2日制ガイドライン」改定に伴う変更。

- 3)工事延長
- 4)工期
- 5)工事数量（金抜設計書を参考にする）
- 6)毎月の稼働日数

	年	月	月	月	月	月	月	月
実日数								
稼働日数								

3.2.2 工事準備

工事準備については、次の項目について記載する。

(1) 人員構成

① 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び指揮命令系統並びに業務分担がわかるように記載する。

② 労務者の工種別出面予定表

(2) 施工区分

下請負者の住所、指名、資格、下請負に付す工事内容、工事期間、責任者（施工体系図でも可）

(3) 使用機械器具

名称、型式、数量、使用目的、搬入時期及び管理方法

使用機械のうち、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制等）については、指定されている性能等を有する機械であることをわかるように記載すること。

なお、設計図書で指定されている機械を配置できない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、該当する機械を記載すること。

(4) 使用材料

材種、規格、製造会社名、商品名、数量、使用目的、搬入時期及び管理方法、材料確認時期などを記載する。

また、工事実施工程表と資材搬入時期が整合していることに注意する。

(5) 仮設備計画

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料・機械等の仮置き場、電力設備や給水設備、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板、保安施設等）、宿舍、事務所、作業場等の計画について記載する。

3.2.3 工事実施工程表（別冊としても可）

現場条件（周辺環境等）や施工上の検討事項をふまえた上での詳細な実施工程表が望ましい。

3.2.4 週休2日取得計画（別冊としても可）

週休2日取得計画について記載する。記載に当たっては「関係基準 週休2日制ガイドライン」の「第5節 取得計画及び取得報告書」を参照すること。

- 3)工事延長
- 4)工期
- 5)工事数量（金抜設計書を参考にする）
- 6)毎月の稼働日数

	年	月	月	月	月	月	月	月
実日数								
稼働日数								

3.2.2 工事準備

工事準備については、次の項目について記載する。

(1) 人員構成

① 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び指揮命令系統並びに業務分担がわかるように記載する。

② 労務者の工種別出面予定表

(2) 施工区分

下請負者の住所、指名、資格、下請負に付す工事内容、工事期間、責任者（施工体系図でも可）

(3) 使用機械器具

名称、型式、数量、使用目的、搬入時期及び管理方法

使用機械のうち、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制等）については、指定されている性能等を有する機械であることをわかるように記載すること。

なお、設計図書で指定されている機械を配置できない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、該当する機械を記載すること。

(4) 使用材料

材種、規格、製造会社名、商品名、数量、使用目的、搬入時期及び管理方法、材料確認時期などを記載する。

また、工事実施工程表と資材搬入時期が整合していることに注意する。

(5) 仮設備計画

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料・機械等の仮置き場、電力設備や給水設備、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板、保安施設等）、宿舍、事務所、作業場等の計画について記載する。

3.2.3 工事実施工程表（別冊としても可）

現場条件（周辺環境等）や施工上の検討事項をふまえた上での詳細な実施工程表が望ましい。

「関係基準 週休2日制ガイドライン」改定に伴う変更。

3.2.5 安全管理計画

工事全体における共通的な安全管理計画・方針について記載する。

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記載する。また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記載する。

記載に当たっては関係法令、指針を参考にし、次の項目について記載する。

(1) 工事安全管理対策

- ① 安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
- ② 危険物を使用する場合は、保管及び取扱いについて
- ③ その他必要事項

(2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策、工事現場における架空線等上空施設について事前の現地調査の実施（種類、位置等）について記載する。

(3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記載する。

(4) 緊急時の連絡体制及び処理方法

緊急時（大雨、強風等の異常気象又は地震、工事中事故等）が発生した場合に対する組織体制及び連絡体制と、処理方法を記載する。

(5) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について記載する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記載する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記載する。

(6) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記載する。

- ① 騒音、振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ごみ、ほこりの処理
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- ⑤ 産業廃棄物の対応
- ⑥ その他

(7) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載する。

- ① 仮設備関係
- ② 営繕関係
- ③ 安全関係
- ④ 地域とのコミュニケーション
- ⑤ イメージアップ対策の内容と期間
- ⑥ その他

3.2.6 工事施工計画（施工方法）

3.2.4 安全管理計画

工事全体における共通的な安全管理計画・方針について記載する。

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記載する。また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記載する。

記載に当たっては関係法令、指針を参考にし、次の項目について記載する。

(1) 工事安全管理対策

- ① 安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
- ② 危険物を使用する場合は、保管及び取扱いについて
- ③ その他必要事項

(2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策、工事現場における架空線等上空施設について事前の現地調査の実施（種類、位置等）について記載する。

(3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記載する。

(4) 緊急時の連絡体制及び処理方法

緊急時（大雨、強風等の異常気象又は地震、工事中事故等）が発生した場合に対する組織体制及び連絡体制と、処理方法を記載する。

(5) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について記載する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記載する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記載する。

(6) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記載する。

- ① 騒音、振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ごみ、ほこりの処理
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- ⑤ 産業廃棄物の対応
- ⑥ その他

(7) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載する。

- ① 仮設備関係
- ② 営繕関係
- ③ 安全関係
- ④ 地域とのコミュニケーション
- ⑤ イメージアップ対策の内容と期間
- ⑥ その他

3.2.5 工事施工計画（施工方法）

工事施工計画（施工方法）は次の工種・工法などについて記載する。

- ① 主要な工種
- ② 通常の施工方法により難しいもの（例：新技術による施工等）
- ③ 設計図書で指定された工法
- ④ 共通仕様書に記載されていない特殊工法
- ⑤ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされる項目
- ⑥ 特殊な立地条件での施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等
- ⑦ 共通仕様書において、監督員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記載できるもの及び施工計画書に記載することとなっている事項
- ⑧ 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの

上記項目については、次のような内容を記載する。

(1) 「主要な工種」毎の作業フロー

主要な工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記載する。

(2) 施工上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）等について記載する。

また、上記を踏まえた作業手順（労働安全衛生規則 35 条による）、施工上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）、関係機関との調整事項、記載する工種において特に留意する安全管理項目等について記載する。

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記載する。

(3) 該当工種における使用予定機械

(4) その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板等）について記載する。

工事施工計画の記載について、次の留意点にも着目する。

- a) 指定仮設については、安全を確認する方法として、応力計算等について記載する。
- b) 作業フローの記載及び留意事項や施工方法の要点を解りやすく記載する。
- c) 共通仕様書、特記仕様書において、「承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」、「重点安全対策の具体的な実施方法」について記載する。

また、次の間接的設備について記載する。

- ・ 監督員詰所、現場事務所、作業員宿舎、倉庫等の仮設建物
- ・ 材料、機械等の仮置き場
- ・ 工事施工上に必要なプラント等の機械設備
- ・ 運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）

工事施工計画（施工方法）は次の工種・工法などについて記載する。

- ① 主要な工種
- ② 通常の施工方法により難しいもの（例：新技術による施工等）
- ③ 設計図書で指定された工法
- ④ 共通仕様書に記載されていない特殊工法
- ⑤ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされる項目
- ⑥ 特殊な立地条件での施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等
- ⑦ 共通仕様書において、監督員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記載できるもの及び施工計画書に記載することとなっている事項
- ⑧ 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの

上記項目については、次のような内容を記載する。

(1) 「主要な工種」毎の作業フロー

主要な工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記載する。

(2) 施工上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）等について記載する。

また、上記を踏まえた作業手順（労働安全衛生規則 35 条による）、施工上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）、関係機関との調整事項、記載する工種において特に留意する安全管理項目等について記載する。

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記載する。

(3) 該当工種における使用予定機械

(4) その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板等）について記載する。

工事施工計画の記載について、次の留意点にも着目する。

- a) 指定仮設については、安全を確認する方法として、応力計算等について記載する。
- b) 作業フローの記載及び留意事項や施工方法の要点を解りやすく記載する。
- c) 共通仕様書、特記仕様書において、「承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」、「重点安全対策の具体的な実施方法」について記載する。

また、次の間接的設備について記載する。

- ・ 監督員詰所、現場事務所、作業員宿舎、倉庫等の仮設建物
- ・ 材料、機械等の仮置き場
- ・ 工事施工上に必要なプラント等の機械設備
- ・ 運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）

- ・仮排水
- ・工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

3.2.7 工事管理計画（管理方法）

工事管理は、設計図書及び土木工事共通仕様書等に基づき、工程、品質、出来形、写真管理の方法について具体的に記載する。

(1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用し管理するかを記載する。また、工程に狂いが生じた時の処置についても記載する。

(2) 品質確認体制

工事全般にわたる品質確認の体制、項目、方法等の品質確認計画について記載する。

工事における品質・出来形管理～品質確認責任者による品質確認～監督員の行う検査の流れがわかるようにフローや体制図により記載する。

(3) 品質管理

品質管理は、試験又は測定項目、試験方法、品質管理基準及び規格値、品質管理手法、記録方法等の品質管理計画を記載する。ただし、管理基準等が設計図書に示されている場合、及び監督員から指示があった場合はこれによる。また、規定のない品質管理基準については、関係する諸基準等を参照しながら、監督員と協議の上、決定し記載する。

なお、記載に当たっては、以下の項目にも留意する。

（留意点）

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 管理方法や処理は妥当か。
- ④ 適切な試験方法か。

(4) 出来形管理

出来形管理は、測定項目、測定方法、出来形管理精度、出来形管理基準及び基準値、測定記録方法、測定時期等の出来形管理計画を記載する。

出来形管理の精度は、第1編第4章「出来形管理」表 4.2.1～4.2.13 に示すところを標準とする。ただし、管理の精度が設計図書に示されている場合、及び監督員から指示があった場合はこれによる。また、規定のない出来形精度については、関係する諸基準等を参照しながら、監督員と協議の上、決定し、記載する。

なお、記載に当たっては、次の項目にも留意する。

（留意点）

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。

(5) 写真管理

写真管理は、関係基準「工事写真撮影要領」を参照し、次の留意点についても着目して記載する。

- ・仮排水
- ・工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

3.2.6 工事管理計画（管理方法）

工事管理は、設計図書及び土木工事共通仕様書等に基づき、工程、品質、出来形、写真管理の方法について具体的に記載する。

(1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用し管理するかを記載する。また、工程に狂いが生じた時の処置についても記載する。

(2) 品質確認体制

工事全般にわたる品質確認の体制、項目、方法等の品質確認計画について記載する。

工事における品質・出来形管理～品質確認責任者による品質確認～監督員の行う検査の流れがわかるようにフローや体制図により記載する。

(3) 品質管理

品質管理は、試験又は測定項目、試験方法、品質管理基準及び規格値、品質管理手法、記録方法等の品質管理計画を記載する。ただし、管理基準等が設計図書に示されている場合、及び監督員から指示があった場合はこれによる。また、規定のない品質管理基準については、関係する諸基準等を参照しながら、監督員と協議の上、決定し記載する。

なお、記載に当たっては、以下の項目にも留意する。

（留意点）

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 管理方法や処理は妥当か。
- ④ 適切な試験方法か。

(4) 出来形管理

出来形管理は、測定項目、測定方法、出来形管理精度、出来形管理基準及び基準値、測定記録方法、測定時期等の出来形管理計画を記載する。

出来形管理の精度は、第1編第4章「出来形管理」表 4.2.1～4.2.13 に示すところを標準とする。ただし、管理の精度が設計図書に示されている場合、及び監督員から指示があった場合はこれによる。また、規定のない出来形精度については、関係する諸基準等を参照しながら、監督員と協議の上、決定し、記載する。

なお、記載に当たっては、次の項目にも留意する。

（留意点）

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。

(5) 写真管理

写真管理は、関係基準「工事写真撮影要領」を参照し、次の留意点についても着目して記載する。

<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員と協議により追加・削減するものとする。 ・ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 ・ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を添付する。 ・ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と協議して取扱を定めるものとする。 ・ 施工中の写真については、撮影頻度が「工種、種別ごとに設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜」となっていることから、設計図書を確認し、撮影が必要な写真を十分把握すること。特に、最近では、デジタルカメラの普及により膨大な写真を撮影することが多く、後の整理に時間を要する場合が多いので、最初に必要な写真を把握し撮影することが重要である。 <p>3.2.8 技術提案・所見、品質確保体制</p> <p>技術提案書及び品質確保体制確認書を求めた工事においては、技術提案書（付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案・所見）及び品質確保体制確認書の記載内容について、履行状況を確認するための具体的方法（履行項目、管理記録方法、履行時期、頻度等）を記載するものとする。なお、履行状況確認の具体的方法は、監督員と確認した技術提案書及び品質確保体制確認書履行確認願の内容を反映したものでなければならないので注意すること。</p> <p>3.2.9 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再生資源利用計画書 (2) 再生資源利用促進計画書 (3) 指定副産物搬出計画（搬出経路、マニフェスト管理等） <p>3.2.10 情報漏洩等の防止</p> <p>個人情報等の取扱いに係る責任者及び個人情報等の管理体制を記載する。</p> <p>3.2.11 その他</p> <p>その他重要な事項について、必要により記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 官公庁への手続き（警察、市町村） (2) 地元への周知、説明 (3) 休日 	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員と協議により追加・削減するものとする。 ・ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 ・ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を添付する。 ・ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と協議して取扱を定めるものとする。 ・ 施工中の写真については、撮影頻度が「工種、種別ごとに設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜」となっていることから、設計図書を確認し、撮影が必要な写真を十分把握すること。特に、最近では、デジタルカメラの普及により膨大な写真を撮影することが多く、後の整理に時間を要する場合が多いので、最初に必要な写真を把握し撮影することが重要である。 <p>3.2.7 技術提案・所見、品質確保体制</p> <p>技術提案書及び品質確保体制確認書を求めた工事においては、技術提案書（付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案・所見）及び品質確保体制確認書の記載内容について、履行状況を確認するための具体的方法（履行項目、管理記録方法、履行時期、頻度等）を記載するものとする。なお、履行状況確認の具体的方法は、監督員と確認した技術提案書及び品質確保体制確認書履行確認願の内容を反映したものでなければならないので注意すること。</p> <p>3.2.8 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再生資源利用計画書 (2) 再生資源利用促進計画書 (3) 指定副産物搬出計画（搬出経路、マニフェスト管理等） <p>3.2.9 情報漏洩等の防止</p> <p>個人情報等の取扱いに係る責任者及び個人情報等の管理体制を記載する。</p> <p>3.2.10 その他</p> <p>その他重要な事項について、必要により記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 官公庁への手続き（警察、市町村） (2) 地元への周知、説明 (3) 休日 	
改訂理由		
注意事項		

工種 (頁)		改訂年月日	2024 年 4 月 1 日	公表 社内限
改訂 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="359 804 1041 999">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="418 1129 982 1178">週休 2 日制ガイドライン</p> <p data-bbox="572 1577 825 1619">2024 年 4 月</p> <p data-bbox="439 1724 961 1772">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1457 804 2139 999">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1516 1129 2080 1178">週休 2 日制ガイドライン</p> <p data-bbox="1670 1577 1923 1619">2023 年 7 月</p> <p data-bbox="1537 1724 2059 1772">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2353 1591 2605 1619">改定に伴う西暦変更</p>

目次	
第1章 週休2日制度（発注者指定方式）	
第1節 一般	4
第2節 対象工事	4
第3節 週休2日の定義	4
第4節 週休2日の実施に関する手続等	4
第5節 取得計画及び取得報告書	5
5.1 取得計画作成上の注意	5
5.2 取得計画の構成及び記載内容	5
5.3 取得報告書の構成及び記載内容	5
第6節 工事工程の共有	5
第7節 工事成績評定	6
第8節 設計変更	6
第9節 履行実績取組証の発行	6
第2章 技術者交替方式	
第1節 一般	7
第2節 対象工事	7
第3節 週休2日の定義	7
第4節 週休2日の実施に関する手続等	8
第5節 取得計画書及び取得報告書	8
5.1 取得計画書作成上の注意	8
5.2 取得計画書の構成及び記載内容	8
5.3 取得報告書の構成及び記載内容	9
第6節 工事工程の共有	9
第7節 工事成績評定	9
第8節 設計変更	9
第9節 履行実績取組証の発行	9
第10節 その他	9

目次	
第1章 受注者希望方式	
第1節 一般	1
第2節 対象工事	1
第3節 週休2日の定義	1
第4節 週休2日への取組に関する手続等	2
第5節 取得計画書及び取得報告書	2
5.1 取得計画書作成上の注意	2
5.2 取得計画書の構成及び記載内容	2
5.3 取得報告書の構成及び記載内容	3
第6節 工事工程の共有	3
第7節 工事成績評定	3
第8節 設計変更	3
第9節 履行実績取組証の発行	3
第2章 発注者指定方式	
第1節 一般	4
第2節 対象工事	4
第3節 週休2日の定義	4
第4節 週休2日の実施に関する手続等	4
第5節 取得計画書及び取得報告書	5
5.1 取得計画書作成上の注意	5
5.2 取得計画書の構成及び記載内容	5
5.3 取得報告書の構成及び記載内容	5
第6節 工事工程の共有	5
第7節 工事成績評定	6
第8節 設計変更	6
第9節 履行実績取組証の発行	6
第3章 技術者交替方式	
第1節 一般	7
第2節 対象工事	7
第3節 週休2日の定義	7
第4節 週休2日の実施に関する手続等	8
第5節 取得計画書及び取得報告書	8
5.1 取得計画書作成上の注意	8
5.2 取得計画書の構成及び記載内容	8
5.3 取得報告書の構成及び記載内容	9
第6節 工事工程の共有	9
第7節 工事成績評定	9
第8節 設計変更	9
第9節 履行実績取組証の発行	9
第10節 その他	9

【項目削除】

第1章 受注者希望方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、受注者の希望によって週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって行う「受注者希望方式」とする。ただし、当該取組の対象は原則として全工事とするが、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
 - 例①災害復旧工事
 - 例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
 - 例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
 - 例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと思われる工事

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、現場着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。

「受注者希望方式」の削除。

「週休2日制度（発注者指定方式）」の「対象工事」に転記。

【項目削除】

- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (6) 受注者希望方式を適用した工事において、施工条件が変更となった場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B) 工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)
- (C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D) 工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日への取組を行う場合、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点点評価を行う。なお、週休2日への取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点は行わない。

【項目削除】

第1章 週休2日制度（発注者指定方式）

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、**土木工事共通仕様書の規定に基づき**週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、**当社が2024年4月以降に公告を開始した、全工事を対象とする。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。**

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
例①災害復旧工事
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

なお、上記(1)～(5)の工事であっても、「技術者交替方式」を採用するなどして、できる限り週休2日の達成に務めるものとする。

既契約工事（受注者希望方式）についても、発注者指定方式を適用することができる。適用を希望する場合は、監督員と協議すること。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし**労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。**

なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第2章 発注者指定方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事**において、発注者の指定によって週休2日が義務付けられた工事における実施指針を示すものである。**

第2節 対象工事

週休2日への取組は、**発注者の指定によって行う「発注者指定方式」とする。**

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

「受注者希望方式」の削除に伴い、「発注者指定方式」を「週休2日制度（発注者指定方式）」に修正。

対象工事を記載

「技術者交代方式」の採用について記載。

既契約工事（受注者希望方式）についても、発注者指定方式を適用することができる旨を記載。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組(取得計画)を施工計画書に明記するものとする。

- (1) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。また、Hi-TeLusを使用して連絡することも可能とする。
- (2) 受注者は、週休2日の取得報告書を原則として、毎月監督員へ提出するものとする。
- (3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (5) 工事において、本章第3節で定義する週休2日が取得出来ない場合は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

第5節 取得計画及び取得報告書

5.1 取得計画作成上の注意

取得計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画は、施工計画書に記載のうえ、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (2) 取得計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更施工計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画の構成及び記載内容

受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。

- (1) 工期及び取得計画

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日を実施にあたり、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、現場着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (6) 発注者指定方式を適用した工事において、施工条件が変更となった場合は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

- (1) 工期及び取得計画

取得計画を施工計画書に明記することを記載。

Hi-TeLusを使用することを前提に、紙・文字の大きさを削除。

<p>工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。</p> <p>(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間 (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数) (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B)) (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数) (現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)</p> <p>(2) その他 その他重要な事項について、必要により記載する。</p> <p>5.3 取得報告書の構成及び記載内容 受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。</p> <p>第6節 工事工程の共有 受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。</p> <p>第7節 工事成績評定 週休2日（4週8休）の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。また、受注者の責により取得できなかった場合は工事成績評定の減点を実施する。</p> <p>第8節 設計変更 当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。 施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</p> <p>第9節 履行実績取組証の発行 本仕様書適用工事については、発行しない。本仕様書適用対象外工事については、週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。</p> <p>(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。 現場閉所率が 21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。 (2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。 (3) その他 取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。</p> <p>第2章 技術者交替方式 第1節 一般</p>	<p>工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。</p> <p>(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間 (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数) (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B)) (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数) (現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)</p> <p>(2) その他 その他重要な事項について、必要により記載する。</p> <p>5.3 取得報告書の構成及び記載内容 受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。</p> <p>第6節 工事工程の共有 受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。</p> <p>第7節 工事成績評定 週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>第8節 設計変更 当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。 施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</p> <p>第9節 履行実績取組証の発行 週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。</p> <p>(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。 現場閉所率が 21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。 (2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。 (3) その他 取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。</p> <p>第3章 技術者交替方式 第1節 一般</p>	<p>「受注者希望方式」の削除に伴う修正。</p> <p>「受注者希望方式」の削除に伴う修正。</p> <p>設計変更の対象を詳細に記載。</p> <p>2024年4月以降の公告工事は、原則「週休2日制度（発注者指定方式）」のため、履行実績取組証は発行しない。</p>
--	---	--

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、受注者の希望によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「技術者交替方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の休日確保を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は除く。なお、下請者については、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた期間とする。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の休日取得を行ったと認められる状態。

※注3) 休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

【基本算定式】休日率(%)=技術者・技能労働者の平均休日日数÷全体工期

第4節 週休2日への取組に関する手続等

第1章第4節に準じる。

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、受注者の希望によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「技術者交替方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の休日確保を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は除く。なお、下請者については、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた期間とする。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の休日取得を行ったと認められる状態。

※注3) 休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

【基本算定式】休日率(%)=技術者・技能労働者の平均休日日数÷全体工期

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

(1) 受注者は、現場着手前又は施工計画書提出前に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示し、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。

(2) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。

(3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

(4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないこ

「週休2日制度(発注者指定方式)」の内容に準じる。

とが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

第1章第5節5.1に準じる。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

第1章第5節5.2に準じる。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

第1章第5節5.3に準じる。

第6節 工事工程の共有

第1章第6節に準じる。

第7節 工事成績評定

第1章第7節に準じる。

第8節 設計変更

第1章第8節に準じる。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B) 工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)
- (C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D) 工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と休日取得日数(取得実績)について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の休日取得を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、技術者交替制の週休2日の取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点は行わない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、現場管理費の補正を行うこととする。

「週休2日制度(発注者指定方式)」の内容に準じる。

「週休2日制度(発注者指定方式)」の内容に準じる。

「週休2日制度(発注者指定方式)」の内容に準じる。

「週休2日制度(発注者指定方式)」の内容に準じる。

「週休2日制度(発注者指定方式)」の内容に準じる。

「週休2日制度(発注者指定方式)」の内容に準じる。

<p>第9節 履行実績取組証の発行 第1章第9節に準じる。</p> <p>第10節 その他 (1) 技術者交替方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む方式である。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。</p>	<p>なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。</p> <p>第9節 履行実績取組証の発行 週休2日への試行工事に取り組む、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。 (1) 取組証の発行基準は以下のとおり。 休日取得が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。 (2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。 (3) その他 取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。</p> <p>第10節 その他 (1) 技術者交替方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む方式である。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。</p>	<p>「週休2日制度（発注者指定方式）」の内容に準じる。</p>
改訂理由		
注意事項		

工種 (頁)	改訂年月日	2024年 4月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 724 1023 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="261 1050 1113 1102">工事版ウィークリースタンス実施要領</p> <p data-bbox="557 1459 807 1501">2024年 4月</p> <p data-bbox="430 1606 943 1654">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 724 2122 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1359 1050 2211 1102">工事版ウィークリースタンス実施要領</p> <p data-bbox="1656 1459 1905 1501">2020年 7月</p> <p data-bbox="1528 1606 2041 1654">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2344 1470 2656 1501">改定に伴う西暦の変更</p>

第1節 背景・目的

建設業は、社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」である。

現在、人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠となっている。

このような背景を踏まえ、受発注者双方の協力のもと、ウィークリースタンスを踏まえたコミュニケーションによる施工の円滑化を図ることで、建設産業の魅力創出及び働き方改革の実現を図ることを目的に「工事版ウィークリースタンス実施要領」を策定するものである。

また、併せて、受発注者間での質の高いコミュニケーションによる技術的検討・議論ができる環境・時間の創設を図るものである。

工事版ウィークリースタンス実施要領は、阪神高速道路事業が当社並びに建設会社、設計コンサルタント会社、関連業界団体など多くの会社や団体との相互協力により成り立っていることを全ての関係者が認識し、互いの仕事・働き方等を尊重して工事を実施するための方針を示すものである。

第2節 実施方法

発注者は、工事版ウィークリースタンスを下記のとおり設定し、工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。（災害復旧工事等、特殊条件下の工事は除く）

【設定項目】

1. 打合せ時間の配慮

打合せは、受発注者双方の勤務時間内に行うことを基本として取り組む。

(例) 16時以降の打合せは行わない等

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を確保するよう配慮を行う。

(例) 休日明け日を依頼期限日としない、休前日は新たな依頼をしない、勤務時間外の依頼はしない等

3. ワンデーレスポンスの再徹底

受発注者双方の問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4. 受発注者間の情報共有

週又は月単位で、工事工程の進捗状況や影響する条件等を受発注者間で確認・共有する。

(ウィークリーチェック又はマンスリーチェックの実施等)

また、一堂に会した打合せが必要な場合以外は、Web等による打合せを積極的に導入するものとする。

第1節 背景・目的

建設業は、社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」である。

現在、人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠となっている。

このような背景を踏まえ、受発注者双方の協力のもと、ウィークリースタンスを踏まえたコミュニケーションによる施工の円滑化を図ることで、建設産業の魅力創出及び働き方改革の実現を図ることを目的に「工事版ウィークリースタンス実施要領」を策定するものである。

また、併せて、受発注者間での質の高いコミュニケーションによる技術的検討・議論ができる環境・時間の創設を図るものである。

工事版ウィークリースタンス実施要領は、阪神高速道路事業が当社並びに建設会社、設計コンサルタント会社、関連業界団体など多くの会社や団体との相互協力により成り立っていることを全ての関係者が認識し、互いの仕事・働き方等を尊重して工事を実施するための方針を示すものである。

第2節 実施方法

発注者は、工事版ウィークリースタンスを下記のとおり設定し、工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。（災害復旧工事等、特殊条件下の工事は除く）

【設定項目】

1. 打合せ時間の配慮

打合せは、受発注者双方の勤務時間内に行うことを基本として取り組む。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を確保するよう配慮を行う。**なお、週休2日化促進工事については、現場閉所日についても配慮を行う。**

(例) 休日明け日を依頼期限日としない、休前日は新たな依頼をしない、勤務時間外の依頼はしない等

3. ワンデーレスポンスの再徹底

受発注者双方の問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4. 受発注者間の情報共有

週又は月単位で、工事工程の進捗状況や影響する条件等を受発注者間で確認・共有する。

(ウィークリーチェック又はマンスリーチェックの実施等)

「ウィークリースタンス実施要領」（中部地整）の内容を反映。

「関係基準 週休2日制ガイドライン」改定に伴う変更。

「ウィークリースタンス実施要領」（中部地整）の内容を反映。

第3節

発注者は、各工事の契約内容を確認し、取組内容と実施状況の把握に努め、より良いワークリースタンスの実施及び改善に努めるものとする。

第3節

発注者は、各工事契約における取組内容と実施状況の把握に努め、より良いワークリースタンスの実施及び改善に努めるものとする。

改訂理由

注意事項